



大田区立矢口中学校PTA会則

～お子様が卒業するまで保管してください～

第一章 総 則

- 第一条 本会は大田区立矢口中学校PTAと称し本会は同校内におく。
(大田区下丸子2丁目23番1号)
- 第二条 本会の目的は次の通りとする。
1. 家庭と学校及び社会における生徒の福祉の充実をはかる。
2. 家庭と学校との関係を一層緊密にし、生徒の心身の健全な発展をはかる。
3. 教育に関する理解を深め、その振興をはかる。
4. 会員相互の親睦をはかり、教養を高め社会教育の振興をはかる。
- 第三条 本会は教育を本旨とする民主的団体として次の方針に従って活動する。
1. 生徒の協力並びに福祉の為に活動する他の団体及び機関と協力する。
2. 特定の政党や宗教に偏ることなく、営利を目的とするような行為は行わない。
3. 本会又は本会の役員の名で公私の選挙の候補者の推薦はしない。
4. 学校の人事や管理等には干渉しない。
- 第四条 本会は第二条に基づき係活動をおく。
但し、役員が本会活動に必要な係活動を前年度末までに決め、運営委員会にて報告する。
また、必要に応じて運営委員会の決議により、改廃または新設することが出来る。

第二章 会 員

- 第五条 本会の会員は下記とする。
1. 学校に在籍する生徒の父母又はこれに代わる者
2. 学校に勤務する教職員のうちPTA会費を支払っている者
本会の入会および退会の手続きは、別に定めるところによる。

第三章 役 員

- 第六条 本会に次の役員をおく。
1. 会 長 1名 (保護者)
2. 副会長 3名 (保護者2名 教員1名)
3. 庶 務 3名 (保護者2名 教員1名)
4. 会 計 3名 (保護者2名 教員1名)
ただし、必要に応じて役員数を増やすことができる。
- 第七条 役員の出選は次の通り行われる。
1. 役員候補者選出の為、役員候補者選考監査係を設ける。
2. 役員候補者は役員候補者選考監査係で選出され、年度末に行われる臨時総会にて承認する。
また、臨時総会の前に役員候補者を全会員に通告しなければならない。
3. 役員候補者選考監査係の構成及び運営等については、別に定める内規による。
4. 役員候補者選考監査係は、その任務を終了した時に解散とする。
- 第八条 役員の仕事は次の通りとする。
1. 会長は本会を代表し会務を総括する。
2. 副会長は会長を補佐し、会長に事故ある時にはこれに代わる。
3. 庶務は本会の活動その他の事項を記録し、連絡等の事務を行う。
4. 会計は本会の会計事務を行う。
- 第九条 役員の仕事は1年とする。
但し再任は妨げない。補選された役員の仕事は前任者の残任期間とする。

第四章 会 議

- 第十条 本会に次の機関をおく。但し必要に応じ運営委員会の決議を経て臨時の機関をおくことができる。
1. 総会 2. 運営委員会 3. 役員会 4. 予算委員会 5. 会則第四条に基づく係
- 第十一条 総会は、定時総会(毎年度始め)と臨時総会とし、会長がこれを招集する。
但し、会員の五分の一以上の要求がある場合、臨時総会を開かなければならない。
その仕事は次の通りである。
1. 事業経過報告及び決算の承認 2. 予算の決定 3. 役員の仕事の承認 4. 会計監査の承認
5. 会則の改正 6. 臨時会費の徴収 7. その他重要事項
- 第十二条 総会の定足数は、委任状を含め会員の二分の一以上とする。
- 第十三条 運営委員会は、役員・学校長・副校長・主幹教諭を以って構成し、会長が随時これを招集する。
但し、委員会の定足数は二分の一以上とする。その仕事は次の通りとする。
1. 総会に付議する報告書の作成
2. 事業計画の承認
3. 総会で委任された事項
4. 欠員を生じた役員の仕事の補充
5. 生徒、会員の福祉と慶弔に関する事項
- 第十四条 役員会は、第六条の役員で構成する。必要に応じて会長が随時これを招集し、会議を開くことができる。

第十五条 予算委員会は、役員・学校長・副校長・主幹教諭を以って構成する。会長がこれを招集し、予算案の作成を行う。

第十六条 諸会議の議決は出席者の過半数の同意を必要とする。

第十七条 学校長は各会議に出席し意見を述べることができる。

第五章 個人情報の取り扱い

第十八条 本会は、個人情報保護に関する法令等を遵守するとともに、PTA 活動において個人情報の保護に努めるものとする。

第十九条 個人情報とは、会員の同意を得て会長に提出された個人が特定される事項とする。

第二十条 取得した個人情報は、PTA 活動のために必要な場合にのみ利用を行うものとする。

第二十一条 個人情報は、会長または会長が指定する役員が適正に管理し、不要となった個人情報は適正かつ速やかに廃棄するものとする。

第二十二条 個人情報は、本人の同意を得ないで第三者に提供しない。但し、次に掲げる場合を除く。

1. 法令に基づく場合
2. 人の生命、身体または財産の保護のために必要な場合
3. 公衆衛生の向上または児童の健全育成の推進に必要な場合
4. 国の機関若しくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合
5. その他、本会であらかじめ決めた提出先（矢口地区青少対など）

第六章 会計

第二十三条 本会の経費は、会費その他の収入を以ってこれに充てる。

第二十四条 本会の会費は以下の通りとする。

- (1) 会費は一世帯 4,000 円とする。
- (2) 年度中に転入した場合は原則として下記金額とする。
1 学期始業式から 1 学期終業式・・・4,000 円
夏休み開始日から 2 学期終業式・・・3,000 円
冬休み開始日から 3 学期修了式・・・2,000 円
年度中に転出する場合は原則として返金はしない。
- (3) P T A 会費の支払いが行われない会員には会員としての権利が行使されない。

第二十五条 本会の会費の改定は、総会の決議を得なければならない。

第二十六条 本会の会計は、会計監査の監査を経て、その結果を総会に報告し、承認されなければならない。

第二十七条 本会の会計年度は、4月1日に始まり翌年3月末日までとする。

第二十八条 会計監査の選出は次の通り行う。

1. 会計監査は各学年より 1 名推薦され、総会において会長が委嘱する。
2. 会計監査は 3 名で構成し、年 2 回会計を監査する。但し、必要に応じて随時これを行う事ができる。
3. 会計監査は 2 名以上で行う。

第七章 会則改正

第二十九条 本会則を改正する場合は、総会において、出席者の三分の二以上の同意を得なければならない。

第三十条 内規は運営委員会の決議により必要に応じ定めることができる。
その改廃は運営委員会の同意を要す。

第八章 顧問

第三十一条 この会に顧問を設ける。

1. 顧問は運営委員会の推薦により、会長が委嘱する。
2. 顧問は必要に応じて諸会合及び諸行事に出席することができる。

付則

本会則は昭和 60 年 4 月 1 日より実施する。

平成	2 年 4 月	1 日	一部改正
平成	3 年 4 月	1 日	一部改正
平成	4 年 3 月	6 日	一部改正
平成	6 年 5 月	1 7 日	一部改正
平成	1 8 年 4 月	2 7 日	一部改正
平成	2 1 年 3 月	1 3 日	一部改正
平成	2 2 年 3 月	1 2 日	一部改正
平成	2 7 年 3 月	9 日	一部改正
平成	2 9 年 5 月	1 5 日	一部改正
平成	3 0 年 3 月	9 日	一部改正
令和	3 年 3 月	1 日	一部改正
令和	3 年 5 月	1 4 日	一部改正

大田区立矢口中学校PTA会則に基づく内規

役員候補者選考監査係の構成

第一条 役員候補者選考監査係の構成

- (1) 選考監査係は会則第5条項に基づいて構成される。
- (2) 役員候補者選考監査係は次のように構成する。
 - イ、役員より選考監査係管掌を2名以内を選出する。
 - ロ、年度当初の当該係募集により選出する。
 - ハ、教職員より1名以上を選出する。
- (3) 選考監査係は欠席者の代理権を認めない。
- (4) 選考監査係の定足数は係の二分の一以上とする。

第二条 役員候補者選考監査係の選出

- 役員候補者選考監査係の選出は次の方法で行う。
- (1) 役員の中から当該係担当を2名以内、完卒役員を優先とし選出する。
 - (2) 教職員の中から1名以上を選出する。人選については学校側に一任する。
 - (3) 第四条(8)により選考監査係を辞退した場合は、代理を立てることができる。

第三条 役員候補者の推薦

役員候補者選考委員会は次の役員候補者の推薦を1・2学年会員及び新入生保護者より募る。

- (1) 会長候補者は会員（保護者）より1名以上推薦する。
- (2) 副会長候補者は会員（保護者）より2名以上推薦する。
- (3) 庶務候補者は会員（保護者）より2名以上推薦する。
- (4) 会計候補者は会員（保護者）より2名以上推薦する。

第四条 役員候補者の選出

- (1) 役員候補者の選出は会則第六条に基づいて行い、役員候補者選考監査係の投票によって、会長候補、副会長候補、庶務候補、会計候補の順で行う。
- (2) 会長候補者を単記で投票し選出する。
- (3) 副会長候補者を候補者人数分連記で投票し、選出する。
- (4) 庶務候補者を候補者人数分連記で投票し、選出する。
- (5) 会計候補者を候補者人数分連記で投票し、選出する。
- (6) 候補者同点の場合には同点者だけで再投票を行い、推薦順位を決める。
- (7) 役員候補者選考監査係は、選考終了後、候補者の内諾を受けておく。候補者が辞退した場合、選考会議を開き再度選考する。
- (8) 役員候補者選考監査係が役員候補者に選ばれた場合、選考監査係を辞退する。

第五条 役員候補者の承認

- (1) 役員候補者の承認は臨時総会において行う。
- (2) 臨時総会で過半数の信任をもって、役員候補者の承認を得る。
- (3) 役員候補者が過半数の信任を得られないときは、再度選考監査係を開き、役員候補者を選出し、内諾を得て総会で承認を得る。

第六条 教員の役員選任については、学校側に一任する

要領

第七条 要領

- 各家庭において、生徒1人につき1年に1つの係活動に参加して下さい。
なお役員に関しては、在学の兄弟生徒がいた場合も係活動は免除とし、役員会の活動に専念します。（※1）
- 役員・会計監査・“スクールサポート矢中”コーディネーターを引き受けた方は、その生徒について翌年度の係活動を優先的に選ぶことができます。
- 役員(※2)を通算2年間引き受けた方は、兄弟生徒（未入学兄弟含）も含めて、役員・係活動を希望により免除します。

※1 PTA 会員が“スクールサポート矢中”コーディネーターを引き受けた場合も同様とします。

※2 “役員”においては、会計監査を除きます。

以上、本校PTA会員の全ての方（過去に遡り）を対象に適用します。

付則

平成17年3月 一部改正
平成21年2月 一部改正
平成22年3月 一部改正
平成23年3月 一部改正
平成24年5月 一部改正
平成27年1月 一部改正
平成28年3月 一部改正
平成30年3月 一部改正
令和3年2月13日 一部改正
令和3年4月24日 一部改正

PTA組織図



慶弔規定

本校PTA慶弔規定を下記の通り定める。

- | | | |
|---------------------|-----|-------------|
| (1) 死亡 | | |
| 生徒 | 1万円 | 役員または代理が会葬 |
| 会員 (生徒の父母又はこれに代わる者) | 1万円 | 役員または代理が会葬 |
| 会員 (教職員) | 1万円 | 役員または代理が会葬 |
| 会員 (教職員) の一親等内親族 | 5千円 | 御香典 |
| (2) 傷病 | | |
| 生徒 | 5千円 | 役員または代理が見舞う |
| 会員 (生徒の父母又はこれに代わる者) | 5千円 | 役員または代理が見舞う |
| 会員 (教職員) | 5千円 | 役員または代理が見舞う |
| (3) 結婚 | | |
| 会員 (教職員) | 1万円 | 御祝い金 |
| (4) 表彰 | | |

本校の部活動において生徒が全国大会やそれに準ずる大会、コンクールなどに出場した場合、校長、副校長、顧問及び役員にて協議のうえで支給および支給額を決定する。用途に対して上限3万円とし、本人の届け出を原則とする。

本規定以外の事項で必要ある時は、運営委員会にて協議し決定することとし、緊急を要する場合は、役員会に一任し、運営委員会にて報告する。
本規定は運営委員会の決議により、変更することができる。

* 傷病時とは入院14日以上を指す。

付則

平成17年4月 1日より実施
平成21年3月13日 一部改正
平成27年1月30日 一部改正
平成30年3月 9日 一部改正
令和 2年6月20日 一部改正
令和 3年2月13日 一部改正

PTA行事総合保障制度 (PTA保険) について

(PTA活動に伴って起こった事故に対し、傷害補償と賠償責任を併せて補償する制度です。)

補償例

1. PTA行事に参加する目的で学校に行く途中、又は、その帰り道で事故が起きた場合。
2. PTAバレーボール大会、卓球大会等で、捻挫、骨折などの怪我をした場合。
3. PTA会議の準備・片付け等で怪我をした場合。
4. PTAスポーツ大会等で学校から借用した道具を壊し弁償した場合。

尚、個々の事故により、免責や免責額の違いがありますので、事故等にあった場合は、早めに役員までお知らせください。